**平成２７年（フ）第６４２７号**
東京都板橋区成増４丁目26―11―203
債務者　鎌田明香里
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６４２８号**
東京都東村山市本町４丁目15―４―205
債務者　船田　秀二
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６４３３号**
東京都中野区野方１丁目48―11―１
債務者　土井　博文
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６４３４号**
東京都中野区大和町３丁目39―14―103
債務者　青山　裕二
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６４３６号**
東京都足立区六木１丁目13―６
債務者　河内　　茜
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６４４０号**
神奈川県川崎市多摩区堰２丁目８―23―102
債務者　柴田　香菜
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６４４２号**
東京都板橋区成増３丁目21―８―401
債務者　南場　永子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６４４３号**
東京都台東区元浅草３丁目１―４―1303
債務者　佐々木真澄
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１０１７号**
横浜市神奈川区富家町７番地　ＰＨＯ東神奈川ステーションアリーナ1305号坂井方
債務者　岡田　ゆに
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１１０８号**
横浜市港北区師岡町502番地　壱番館504号
債務者　栖原　剛史
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第４８８号**
東京都町田市三輪町1812番地クローネ21Ａ―103
債務者　服部　知子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第１６号**
大分県速見郡日出町大字豊岡5333番地
債務者　石谷　　昌
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時10分
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２７年（フ）第５４９号**
東京都西東京市田無町７丁目17番46号ファインビレッジＶ102号
債務者　米村　　茂
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第１０１号**
釧路市文苑２丁目３番７号
債務者　赤間智加子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２７年（フ）第１０６号**
釧路市昭和中央１丁目６番26号　イシュタール鶴巣Ｇ号室
債務者　岩渕　文一
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午前９時30分
釧路地方裁判所